

第3回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議
「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究」分科会
議事概要

1. 開催日時等

- ・ 開催日時：令和元年9月3日（火）13:00～16:00
- ・ 開催場所：合同庁舎2号館18階 警察庁第2会議室

- ・ 有識者委員
早稲田大学名誉教授 石田敏郎（座長）
大阪大学教授（公益社団法人日本老年精神医学会理事長） 池田学【欠席】
モータージャーナリスト 岩貞るみこ
たじみ岩瀬眼科院長（名古屋大学未来社会創造機構客員教授） 岩瀬愛子
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 鎌田実
武蔵境自動車教習所副管理者 河内勝良
マッキンゼー&カンパニー シニアパートナー 小松原正浩
一般社団法人日本自動車工業会安全部会長 高橋信彦
お多福もの忘れクリニック院長 本間昭【欠席】
全日本指定自動車教習所協会連合会専務理事 横山雅之
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援室長
警察庁交通局交通企画課理事官
国土交通省自動車局技術政策課長

- ・ ヒアリング対応者
愛媛県鬼北町長 兵頭誠亀

2. 議事進行

2.1. 開会

※ 事務局より開会を宣言。

2.2. 議事

2.2.1. 愛媛県鬼北町長からのヒアリング

兵頭町長から、鬼北町における地域の実情や高齢者の移動手段に関する取組と課題についての発表があった後、質疑応答を行った。

2.2.2. 事務局説明

事務局より、実車走行実験の分析結果、アンケート調査の実施等について説明を行った。

2.2.3. 自由討議

各委員からの主な意見等については、次のとおり。

【高齢運転者の運転免許制度の見直しの目的について】

- ・運転免許制度の見直しによって、何を減らすことを目的とするのか、他人を巻き込む死亡・重傷事故なのか、それとも死亡事故なのかを明確にする必要がある。他人を巻き込む死亡・重傷事故を減らしたいのであれば、現在のサポカーでは効果があるのか、制度の対象者の年齢をどのようにするのかといった検討をするためにデータも必要である。一方、死亡事故を減らす観点から、速度と死亡率の相関を示すデータに基づいて速度制限について検討することも可能ではないか。

【運転技能の確認について】

- ・運転技能の確認の結果の配点の仕方には慎重な検討が必要である。
- ・重大な危険を招く運転行動に着目し、当該行動を行った人の免許証の更新を認めないということも考えられる。
- ・運転技能の確認は、その結果に応じて免許証の更新の可否を判断するためではなく、自主返納を検討してもらい契機として位置付けることも考えられる。仮に運転技能の確認の結果に応じて免許証の更新の可否を判断する制度を作っても、免許証の更新ができた方の絶対的な安全を保証するものではないので、効果は限定的になるのではないか。
- ・高齢運転者に運転を諦めて欲しい家族からすると、運転技能の確認の結果に応じて

免許証の更新の可否を判断する制度があった方が良い。

- ・運転技能の確認の結果、免許証を更新できないということになるのであれば、代替の交通手段を用意する必要がある。例えば時速を下げた乗り物限定で乗れるようにすることなどが考えられる。
- ・上記のような低速の四輪車が公道を走行する場合には、交通流への影響が懸念される。

【限定条件付免許について】

- ・今後発売される自動車のほとんどがサポカーとなると考えられ、サポカー限定免許の意義は薄いのではないか。
- ・サポカーの機能は教習所のコースの運転では発揮されないので、運転技能の確認においてサポカーを使用して限定免許を受けるとするのは意味がないのではないか。
- ・池袋のような事故を防ぐという観点から速度制限は有効だが、速度制限がかけられた自動車の製造は、採算性等の問題があるのではないか。

【アンケートについて】

- ・アンケート案に添付されている高齢運転者の事故実態を示すグラフについては、短時間では理解できないおそれがあり、むしろこれを削除し、意識を問う方が良いのではないか。

【その他】

- ・視野検査の在り方については、眼科医を中心により簡素な方法で視野異常者のスクリーニングが行えないか検討している。本年度中に結論を得ることは難しいが、今後も引き続き検討を継続していただきたい。

2.3. 閉会

(以上)